

令和五年三月二十二日受領
答弁第一八号

内閣衆質二二一第一八号

令和五年三月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野博一

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員大西健介君提出離島の保全・管理等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出離島の保全・管理等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、小学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十三号）の社会科の解説である「小学校学習指導要領（平成二十九年告示）解説社会編」（平成二十九年七月文部科学省。以下「解説社会編」という。）において、「日本の島の数」について、従来は「六千八百以上の島」及び「六千八百を超える大小多数の島々」としていたところ、令和五年三月一日に解説社会編を更新し、これらの記述を「一万四千以上の島」及び「一万四千を超える大小多数の島々」としたところである。

二について

御指摘のとおり、測量に係る技術の進歩により、今後も計上の対象となる「島の数」は変わり得ると考えている。

三について

御指摘のとおり、「島については、浸食、海面の上昇、火山活動等によって、現状が変化し得る」と考えており、今後とも、我が国の国土の現状を把握し、「島の数」について適時に見直しを行ってまいりたい

い。

四について

お尋ねの「誤った印象」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、今般の計上の結果については、現に国土地理院が公開している電子国土基本図に描画された島の数を一定条件下で数えたものであり、我が国の国土の面積に影響するものではない等の旨を報道発表において説明しているところである。

五について

お尋ねについては、政府として、我が国の全ての島を対象として、現時点における土地の取得等の実態を網羅的に把握しているわけではないため、お答えすることは困難である。